

江田島市教育委員会会議録

令和3年2月15日（月）令和3年第2回教育委員会会議定例会を教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時53分

2 出席者（5名）

教育長 小野藤 訓

教育長職務代理者 三島 雅司

委員 樋上 美由紀

委員 柳川 政憲

委員 泊野 仁美

3 出席説明員

教育次長 小栗 賢

学校教育課長 山近 宏

生涯学習課長 松岡 弘倫

学校給食共同調理場総括場長 福岡 洋

大柿自然環境体験学習交流館長 西原 直久

4 事務局

学校教育課

総務係長 濱岡 晶子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

(1) 教育長報告

(2) 会議録署名委員の指名

(3) 議案第8号 江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について

(4) 議案第9号 江田島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案について

(5) 議案第10号 江田島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令案について

- (6) 議案第11号 江田島市図書館協議会運営規程案について
- (7) 議案第12号 令和2年度江田島市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会関係分)について
- (8) 議案第13号 江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について
- (9) 議案第14号 江田島市スポーツ推進委員の委嘱について
- (10) 議案第15号 教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について
- (11) 承認第3号 教育委員会の所管に属する教育機関の職員の任免について
- (12) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第2回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は5名です。定足数3名に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に日程第7議案第12号については、令和3年江田島市議会2月定例会に提案される、成案となる前の案件であり、また、日程第8議案第13号から、日程第11承認第3号までについては、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

日程第7議案第12号「令和2年度江田島市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会関係分)について」から、日程第11承認第3号「教育委員会の所管に属する教育機関の職員の任免について」まで、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第12号「令和2年度江田島市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会関係分)について」から、承認第3号「教育委員会の所管に属する教育機関の職員の任免について」までは、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第1,「教育長報告」を行います。

それでは,議案書2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省 略)

以上で,教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2,「会議録署名委員の指名」は,会議規則第15条第2項の規定により,あらかじめ署名委員の順番を決めていますので,今回は,柳川委員にお願い致します。

○ 教育長

日程第3議案第8号「江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

事務局から,説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今,上程されました日程第3,議案第8号「江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。

議案書,3ページをお開きください。

提案理由でございます。

民法の一部改正により,連帯債務に関する見直しが行われたことを踏まえ,必要な規定の整備等をするため,現行規則の一部を改正する必要がありますので,江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして,委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては,学校教育課長をして,説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今,上程されました議案第8号「江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について」説明いたします。

提案理由につきましては,先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書4ページに改正条文を,7ページに新旧対照表を,8ページに参考資料2を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき,その後に議案の説明をいたします。

議案書8ページの参考資料2をご覧ください。

まず、今回の改正の趣旨は、民法の一部改正によりまして、連帯債務に関する見直しが行われました。その結果、連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対してその効力が生じなくなるという事でございました。これを受けて、本市では、江田島市からの連帯保証人の一人に対する履行の請求や、連帯保証人の一人の債務の承認、その他の連帯保証人に生じた事由につきましても、これまでと同様、奨学生及び他の連帯保証人全員に対して、その効力を生じさせるために、誓約書（様式第3号）に必要な一文を追加し、これまで通り履行の請求の効力を生じさせるものでございます。

議案書5ページの「様式第3号」をご覧ください。

網掛け部分の文言を今回追加すると言うものでございます。

次ページ（6ページ）をお願いします。

附則として、「この規則は、公布の日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

今まで通り、奨学生及び他の連帯保証人全員に対して、履行の請求等の効力を生じさせるということですが、これは今回の民法の一部改正の主旨にそぐわないということはないのですよね。

○ 学校教育課長

はい。その点につきましては、事前に弁護士に確認しておりますので、大丈夫です。

○ 教育長

他にありませんか。それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案第8号「江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありますか。

（全員異議なし）

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第4，議案第9号「江田島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

事務局から，説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今，上程されました日程第4議案第9号「江田島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案について」でございます。

議案書，9ページをお開きください。

提案理由でございます。

江田島市立図書館管理運営規則の様式について，様式改正が生じた場合，迅速に，また柔軟な対応を行うため，現行規則の一部を改正する必要がありますので，江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして，委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては，生涯学習課長をして，説明申し上げます。

よろしくをお願いします。

○ 生涯学習課長

ただ今，上程されました議案第9号「江田島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案について」説明いたします。

提案理由につきましては，先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書10ページに改正条文を，11ページから新旧対照表を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき，その後に議案の説明をいたします。

今回の改正の主旨は，本規則に掲載しております様式について代理決裁を可能とするためのものでございます。

議案書11ページの新旧対照表をご覧ください。現行様式第1号から第3号までを，改正案で様式を略しております。略すことによりまして，様式の変更を教育長決裁において可能としております。

10ページをお願いします。附則として，「この規則は，令和3年4月1日から施行する。」としております。

以上で，説明を終わります。ご審議のほど，よろしくお願いいたします。

○ 三島委員

他の規則にも様式がたくさんありますが，他のものも今後省略する予定があるのですか。

○ 生涯学習課長

昨年、図書館の貸出DVDの破損・弁償事案がありました。利用者カードの裏面に弁償のことを記載した方がよいのではないかと意見があったのですが、そのためには教育委員会会議にかける必要があるということで、対応ができませんでした。

今回の改正は、このような図書館での対応を、迅速・柔軟に可能にするためのものです。その他の規則等については、大きな変動が生じる予定はなく、現在のところ変更の予定はございません。

○ 教育長

その他、ご質疑はございませんか。

○ 教育長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案第9号「江田島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第5、議案第10号「江田島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました日程第5議案第10号「江田島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令案について」でございます。

議案書13ページをお開きください。

提案理由でございます。

江田島市決裁規程の一部改正に伴い、現行訓令の一部を改正する必要があるもので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして、説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました議案第10号「江田島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令案について」説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書14ページから19ページまでに改正条文を、20ページから24ページに新旧対照表を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

市長部局において、今回、次のような理由で見直しを行いました。

市の行政運営において、市長は常に膨大な件数の案件を検討し、意思決定をする必要があります。その中で真に重要な案件についての意思決定に注力するには、合理的な業務執行体制を整えなければなりません。一方で、本市においては、同一の事業について、実施の決定から支払事務の執行まで、何度も市長の決裁を受けなければならないものが多数あり、現状で合理的な業務執行体制が構築できているとはいえない状況にあります。さらに、支払事務などについては、迅速な執行についても配慮する必要があります。

これらの状況を受け、業務プロセスの合理化及び事務執行の迅速化を図るため、江田島市決裁規程について、決裁区分を中心に見直しを行いました。

見直しの方針としては、同一案件に係る市長の意思決定の重複の整理・削減のため、既に施行の意思決定を受けている案件に係る財務会計上の行為について、業務プロセスの合理化及び支払事務執行の迅速化を図るため、決裁権者の最高職位を部長とします。また、県内他市に比べて著しく決裁権者の職位が高い滞納処分の執行停止についても、決裁権者を部長とするというものでございます。

これを受けて、教育委員会事務局決裁規程も市長部局と同様の改正を行うというものです。

議案書20ページの参考資料をご覧ください。

右側が現行で、左側が改正案となっております。表が複数ページにまたがってわかりにくいかもしれませんが、先ほど説明した通り、教育長決裁部分が次長決裁に変わっております。

議案書19ページをご覧ください。

附則として、施行期日に関しては、「この訓令は、令和3年4月1日から施行する。」としております。

また、経過措置として、「この訓令の施行の日前になされた起案に係る決裁区分については、なお従前の例による。」としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 教育長
説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

- 教育長
それではこれで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
議案第 10 号「江田島市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令案について」
は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
日程第 6，議案第 11 号「江田島市図書館協議会運営規程案について」を議題としま
す。
事務局から、説明をお願いします。

- 教育次長
ただ今、上程されました日程第 6 議案第 11 号「江田島市図書館協議会運営規程案
について」でございます。
議案書，25 ページをお開きください。
提案理由でございます。
江田島市立図書館設置及び管理条例，第 5 条の規定に基づき，訓令を制定する必要が
ございますので，江田島市教育長に対する事務委任規則，第 2 条第 2 号の規定によりま
して，委員会の議決を求めるものでございます。
内容につきましては，生涯学習課長をして，説明申し上げます。
よろしく申し上げます。

- 生涯学習課長
ただ今、上程されました議案第 11 号「江田島市図書館協議会運営規程案について」
説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。
議案書 26 ページに制定文を、27 ページに参考資料を添付しております。27 ページの参考資料で説明をさせていただきます。

制定の主旨でございます。「江田島市立図書館設置及び管理条例第5条の規定」に基づき、江田島市図書館協議会の運営について、必要な事項を定める必要があるため、「江田島市図書館協議会運営規程案」を上程するものでございます。

提案理由です。昨年6月に図書館協議会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症防止対策のため書面評決を行いました。書面評決の可否について、根拠となる運営についての具体的な規定を定めていなかったため、江田島市図書館協議会運営規程を制定するものです。

26 ページをご覧ください。第1条で主旨、第2条で委員長及び副委員長について、第3条で会議について、そして第4条で庶務についてという条立てになっております。

附則として、「この訓令は、令和3年4月1日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

○ 教育長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案第11号「江田島市図書館協議会運営規程案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありますか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第7、議案第12号「令和2年度江田島市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分）について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第 8，議案第 13 号「江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第 9，議案第 14 号「江田島市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第 10，議案第 15 号「教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第 11，承認第 3 号「教育委員会の所管に属する教育機関の職任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で，本日の会議に付された審議事項は，すべて終了いたしました。

次回の教育委員会会議は令和 3 年 3 月 17 日（水）午前 9 時 30 分から江田島市教育委員会会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員